

国立大学法人東京農工大学内部監査規程の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第10条)</p> <p>第2章 監査の計画(第11条―第13条)</p> <p>第3章 監査の実施(第14条―第16条)</p> <p>第4章 監査結果の報告と措置(第17条―第19条)</p> <p>第5章 雑則(第20条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> (用語の定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、以下の各号による。</p> <p> (1)・(2) (略)</p> <p> (3) 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条―第10条)</p> <p>第2章 監査の計画(第11条―第13条)</p> <p>第3章 監査の実施(第14条―第16条)</p> <p>第4章 監査結果の報告と措置(第17条―第19条)</p> <p>第5章 雑則(第20条)</p> <p>附則</p> <p>本則</p> <p> 第1章 総則</p> <p> (用語の定義)</p> <p>第3条 この規程における用語の定義は、以下の各号による。</p> <p> (1)・(2) (略)</p> <p> (3) 「各組織等」とは、国立大学法人東京農工大学組織運営規則第3条第1項、第3条の2第1項、第4条第2項、第5条第1項、<u>第5条の2第1項</u>、第6条第1項及び第3項並びに第11条第1項に定める組織及び施設をいう。</p>	

附 則(平成30年4月1日規程第12号)
この規程は、平成30年4月1日から施行する。